

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 27 年9月 16 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**厚生年金保険関係 3件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件**

**厚生年金保険関係 3件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500453 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500092 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 15 日の標準賞与額を 21 万 4,000 円、平成 18 年 7 月 20 日の標準賞与額を 23 万 3,000 円、同年 12 月 15 日及び平成 19 年 7 月 20 日の標準賞与額を 25 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 15 日、平成 18 年 7 月 20 日、同年 12 月 15 日及び平成 19 年 7 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 15 日、平成 18 年 7 月 20 日、同年 12 月 15 日及び平成 19 年 7 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 15 日  
② 平成 18 年 7 月 20 日  
③ 平成 18 年 12 月 15 日  
④ 平成 19 年 7 月 20 日

請求期間に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

年金事務所が保管する請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、A 社は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日付けで、請求者を含む従業員に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることが確認でき、当該賞与支払届において確認できる標準賞与額は、複数の同僚が保有する請求期間に係る賞与支給明細書に記載されている賞与支給額に基づく標準賞与額と一致している上、当該賞与から当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、事業主は、賞与支払届に記載がある者全員から、厚生年金保険料を控除していると思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、平成 17 年 12 月 15 日は 21 万 4,000 円、平成 18 年 7 月 20 日は 23 万 3,000 円、同年 12 月 15 日及び平成 19 年 7 月 20 日は 25 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 17 年 12 月 15 日、平成 18 年 7 月 20 日、同年 12 月 15 日及び平成 19 年 7 月 20 日について、請求者の標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述している一方、請求者の賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 12 月 15 日、平成 18 年 7 月 20 日、同年 12 月 15 日及び平成 19 年 7 月 20 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越(東京)（受）第1500157号

厚生局事案番号：関東信越(東京)（厚）第1500094号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年8月25日の標準賞与額を8万8,000円に、平成16年2月25日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

平成15年8月25日及び平成16年2月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日及び平成16年2月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和41年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成15年8月25日

② 平成16年2月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与の記録がないことを知った。賞与が支給されたことが確認できる給与明細書を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びA社の代表清算人から提出された資料により、請求者は、平成15年8月25日に8万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(5,975円)を、平成16年2月25日に7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(4,753円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500476 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500095 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 33 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A 社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額の記録がない。賞与明細書は保管していないが、請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された金融機関の取引明細書及び A 社から提出された請求者に係る支給日を平成 19 年 7 月 13 日とする賞与明細書並びに同社の社会保険事務責任者の陳述により、請求者は請求期間において、標準賞与額（25 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 7 月 13 日支給分の賞与に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500086 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500091 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正並びにB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めるることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 15 日から平成 5 年 1 月 1 日まで

請求期間にA社に勤務し、いつかは覚えていないが、途中から本社である同族会社のB社に一括された。請求期間はパチンコ店の総支配人をし、厚生年金保険料を給与から引かれていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時にA社又はB社に勤務していた複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、期間は特定できないが、少なくとも平成 2、3 年頃から A 社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間当時のA社及びB社の取締役は、「A社はパチンコ屋をしていた。」と陳述している上、同社に係る商業登記簿謄本の目的欄には、「遊技場（パチンコ）の経営」と記載があり、当該業種は、昭和 61 年 3 月までは厚生年金保険の非適用業種で強制適用事業所ではなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社は請求期間を含めて厚生年金保険の適用事業所となつた記録が確認できない。

また、上記複数の同僚並びにA社及びB社の取締役は、A社は厚生年金保険に加入していない旨陳述している上、同僚のうちの一人は、厚生年金保険料は給与から控除されていなかつた旨陳述している。

さらに、請求者が部下であったと記憶する二人について、上記複数の同僚は、A社の従業員であった旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該二人の同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

他方、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となつた日は、平成 3 年 1 月 1 日であり、請求期間のうち、昭和 60 年 5 月 15 日から平成 3 年 1 月 1 日までの期間については、適用事業所となっていないことが確認でき、また、同社が厚生年金保険の適用事業所となる時に関与した社会保険労務士は、適用事業所となつた時には請求者は同社の社員にいなかつた旨陳述している。

また、上記複数の同僚は、B社に係るオンライン記録から、請求者と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる二人について、パチンコ店の店長だった旨陳述しているところ、同僚のうちの一人は、同社はパチンコ店及び飲食店を統括していた会社で、各店の店長をある時期に同社の社員にした旨陳述している。

さらに、請求者のB社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している上、複数の同僚は、同社において厚生年金保険に加入する前の期間に、厚生年金保険料を給与から控除されたことはなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500553 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500093 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 3 月頃から平成 15 年 4 月頃まで

A 社にデザイナーのアシスタントとして勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。平成 14 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成 14 年分給与所得の源泉徴収票により、期間までは特定できないものの、請求者が請求期間において、A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、同事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できず、請求者から提出された名刺からは法人である旨の確認もできず、さらに、請求者は、同事業所はポスター等を作るデザイン事務所で、株式会社等ではなく、勤務していたのは社長と自身を含め 3 人しかいなかつた旨陳述していることから、同事業所は、厚生年金保険における適用事業所の要件を満たしていないことがうかがえる。

また、請求者が記憶する事業主に照会したところ、親族から、A 社に勤めていたことは確かだが、健康上の理由から本人は答えることができない旨回答があった。

さらに、上記源泉徴収票には「社会保険料等の金額」が記載されているものの、請求者が記憶している給与月額を基に算出した社会保険料額とはかい離しており、そのほかに当該金額を検証する資料はないことから、当該金額が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料であることを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 1500181 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第 1500096 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

## 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

## 基礎年金番号 :

生年月日：昭和29年生

## 住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請　求　期　間　：① 昭和62年1月12日から同年3月21日まで

② 平成 11 年 5 月 31 日から平成 20 年 3 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の記録がない。給与明細書等は保有していないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映するように訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社における雇用保険の加入記録によると、資格取得日は昭和62年1月21日、離職日は平成20年3月20日と記録されていることから、請求者は請求期間①のうち、昭和62年1月21日から同年3月21日までの期間、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間①当時の事業主は既に死亡しており、その後、事業主となった者に照会するも回答を得られないことから、請求者の請求期間①当時の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間①にA社において被保険者記録の確認できる者に照会したところ、回答があった4人のうち3人が、自身が記憶する入社日より後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、給与明細書を保有しておらず、保険料控除を確認することができない。

さらに、上記回答のあった複数の従業員は、A社における厚生年金保険の加入は入社と同時になかつた旨陳述している上、請求者は、請求期間①において国民年金に加入し、保険料を納付している。

請求期間②について、上記雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間②にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、平成11年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間②当時の事業主に照会するも回答が得られないことから、請求者の請求期間②当時の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求者同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年5月31日に同社の被保険者記録を喪失した複数の同僚に照会したところ、回答のあ

った3人全員が、社長が社員全員を集め、厚生年金保険及び健康保険組合から脱退したので自身で国民年金及び国民健康保険に加入するようにとの説明があった旨陳述しており、平成11年5月31日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者のうち過半数の者が同日付けて国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、請求者についても、同日付けて国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。